

消防の動き



2009
12
No.465

- 傷病者の搬送及び受入れの実施基準について
- 平成22年度消防庁予算概算要求の概要
- 「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の改正概要（平成21年9月改正）
- インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に対する国際消防救助隊（IRT-JF）の活動概要



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



大切な命を救うため 医師と共に 救急救命士

私たちが行うことのできる
救急救命処置が増えています。
その技術を確かなものにするために。
救急救命士の病院実習に
ご理解・ご協力をお願いします。

南明奈

 総務省消防庁
<http://www.fdma.go.jp>

厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp>

救急振興財団・全国消防長会・全国自治体病院協議会・全日本病院協会・日本医師会・日本医療法人協会・日本救急医学会
日本救急医療財団・日本蘇生学会・日本病院会・日本麻酔科学会・日本臨床救急医学会



「救急救命士の病院実習」広報用ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

国際緊急援助を通じて 最近思うこと



消防庁国民保護・防災部長 **武居 丈二**

本年9月、バンコクで日本・タイ消防防災フォーラムが開催されました。日本国消防庁とタイ王国内務省防災減災局が共催し、私も参加する機会を得ましたが、両国の消防救助や火災予防に関する取組について大変活発な意見交換が行われました。

5年前の12月、22万人を超える犠牲者を出したスマトラ沖大地震・インド洋大津波の際には、当時の消防庁救急救助課長として、消防ヘリ2機を含む国際消防救助隊（I R T）のタイ・プーケット島周辺への派遣に微力ながら関わりました。派遣隊員は、過酷な環境下で救助搜索活動にあたり、その後、タイ王国の防災アカデミー（日本の消防大学校にあたる）などを通じた救助技術の向上に、我が国の消防として協力させていただくこととなりました。今回の訪問でも、日本の救助チームが当時、救助搜索活動に使い、帰国時に寄贈した救助資機材が、内務省の救助隊に大切に使われているのを見て、消防の心が国境を越えてつながっているのだと熱い気持ちになりました。

数週間後の本年9月末、インドネシア・スマトラ沖で再び大きな地震が発生し、消防庁及び全国5つの消防本部から17名のI R T隊員が派遣され、西スマトラ州パダン市周辺で精力的に活動を行いました。前後してサモアなどでも甚大な津波被害等が発生しましたが、あらためて、災害時の救急救助はもちろんです、耐震化の促進や津波避難など総合的な防災、減災への取組が極めて重要であることを痛感させられました。犠牲者のご冥福をお祈りし、被災地の一日も早い復興を心から願っております。

この春まで勤務した福岡県で平成17年3月に発生した西方沖地震の際、印象に残った話を紹介します。糸島半島沖の姫島の4名の小中学生たちが、大人が漁に出払い消防団員がほとんど残っていない島で、その3か月ほど前に発生したスマトラの大津波災害を思い出し、津波の危険性を感じ、独り暮らしのお年寄りに次々と声をかけ、足の不自由なお年寄りはりやカーに乗せるなどして、高台まで避難しました。最も被害が大きく、全島避難した玄界島では、全ての住宅を撤去し、助け合いの心で島民一丸となって島の復興を遂げました。

今年は伊勢湾台風から50年の節目の年ですが、全国各地に、地震・津波、風水害などからの先人の教訓を伝える知恵や人と人のつながりを大切にする風土がまだまだ残されています。

大都市から過疎地域まで、そのおかれた状況は様々ですが、消防団や自主防災活動に携わる人々が生き生きと暮らすコミュニティの底流には、人々の努力、支え合いの絆がしっかりと受け継がれ、困難な時代にあっても、地域に強さと温もりを与えてくれる宝があるものと確信しています。同時に、この宝を次の世代に引き継ぐための、とても大事な「いま」であることを日々実感しています。



傷病者の搬送及び受入れの実施基準について

救急企画室

1 はじめに

平成18年及び平成19年に奈良県で、平成20年に東京都で発生した妊婦の救急搬送事案など、救急搬送において、受入医療機関の選定が困難な事案が全国各地で発生し、社会問題となりました。こうした選定困難問題を解決し、傷病者の搬送及び受入れをより迅速かつ適切に行うため、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年21年10月30日に施行されました。

改正消防法により、都道府県は、

- ① 消防機関、医療機関等から構成される協議会の設置
- ② 救急搬送・受入れの実施基準の策定

を行うこととなりました。また、国は、こうした都道府県の取組に対して、情報提供や助言等の支援を行うこととされました。

このため、総務省消防庁及び厚生労働省では「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会」（座長：山本保博・東京臨海病院長）及び同検討会の作業部会（座長：有賀徹・昭和大学教授）を設置し、同検討会により、実施基準及び協議会に関する基本的事項について検討が行われ、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会報告書」が取りまとめられました。この報告書を踏まえ、総務省消防庁及び厚生労働省は、10月27日に、都道府県が策定することとなる実施基準のガイドラインとして、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について」（消防救第248号・医政発第1027第3号・消防庁次長・厚生労働省医政局長通知）を発出しました。

2 傷病者の搬送及び受入れの実施基準について

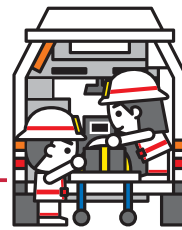
傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会 （五十音順・敬称略）

検討会構成員	
阿真 京子	（知ろう!小児医療守ろう!子ども達の会代表）
荒木田利信	（金沢市消防局長兼警防課長事務取扱）
有賀 徹	（昭和大学医学部救急医学講座主任教授）
石井 正三	（日本医師会常任理事）
岩田 太	（上智大学法学部教授）
遠藤 敏晴	（札幌市消防局警防部長）
岡井 崇	（昭和大学医学部産婦人科学教室主任教授）
川部 英則	（香川県防災局長）
黒瀬 敏文	（京都府府民生活部長）
坂本 哲也	（帝京大学医学部救命救急センター教授）
笹井 康典	（大阪府健康医療部長）
島崎 修次	（杏林大学医学部救急医学教授）
杉本 壽	（星ヶ丘厚生年金病院長）
田上 泉	（さつま町消防本部消防長）
田中 里沙	（宣伝会議編集室長）
津田 勝康	（大阪市消防局救急・情報通信担当部長）
野口 英一	（東京消防庁救急部長）
前野 一雄	（読売新聞東京本社編集委員）
宮坂 勝之	（長野県立こども病院長）
山崎 學	（日本精神科病院協会副会長）
山本 修三	（日本病院会長）
山本 保博	（座長：東京臨海病院長）
横田順一郎	（市立堺病院副院長）

作業部会構成員	
有賀 徹	（座長：昭和大学医学部救急医学講座主任教授）
井上 敏	（京都府府民生活部消防安全課長）
岩田 太	（上智大学法学部教授）
金岡 利明	（金沢市消防局警防課救急救助担当課長）
金森 佳津	（大阪府健康医療部保健医療室医療対策課参事）
木村 清貴	（香川県防災局危機管理課長）
齋藤 英一	（東京消防庁参事）
坂本 哲也	（帝京大学医学部救命救急センター教授）
佐々木 靖	（札幌市消防局救急課長）
寺澤 秀一	（福井大学医学部附属病院総合診療部教授）
森野 一真	（山形県立中央病院救命救急センター診療部部長）
安田 和弘	（巢鴨病院院長）
横田順一郎	（市立堺病院副院長）
横田 裕行	（日本医科大学大学院教授）

都道府県は、消防機関や医療機関等から構成される協議会における協議を経て、傷病者の搬送及び受入れの実施基準を策定することとなります。

今回の消防法の改正は、地域における現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築することを目指すものです。実施基準の策定は、消防機関及び医療機関が共通認識の下で、当該都道府



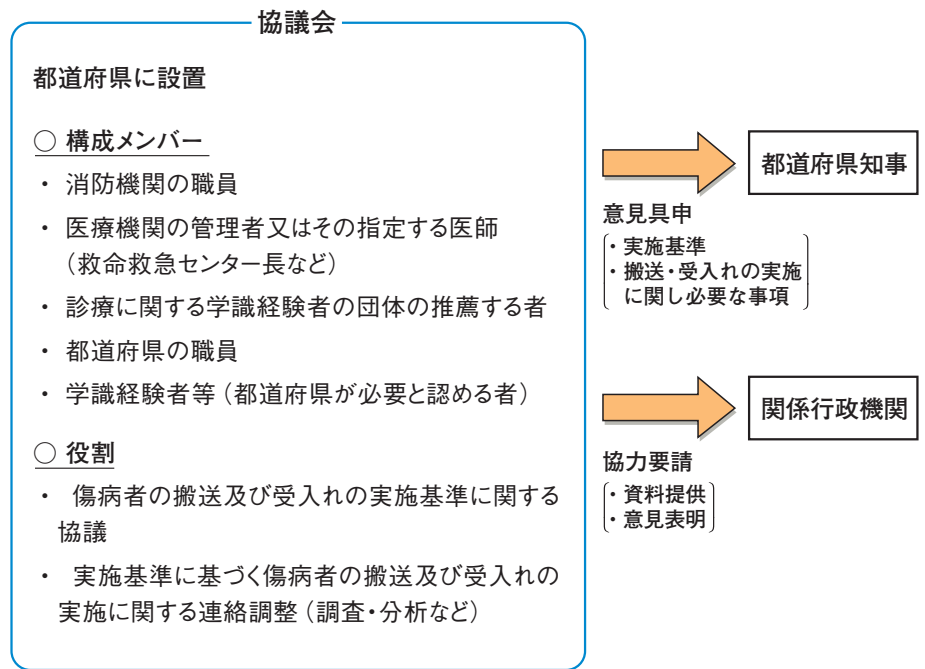
県における、傷病者の搬送及び受入れについての対応方策を決定していくことを意味しています。

従来、救急隊は、傷病者を観察し、適切な診療科に当てはめることにより受入医療機関を選定してきましたが、救急隊はエックス線撮影やエコー検査、血液検査等を現場で実施できるわけではないことから、診療科に応じて傷病者を当てはめるのではなく、傷病者の症状等に応じて対応出来る医療機関をあらかじめ整理しておくことが、迅速かつ適切な傷病者の搬送及び受入れを実施していく上で重要となります。このため、各都道府県において、実施基準として、傷病者の症状等に基づく分類基準を策定し、分類された区分に応じた医療機関名を明らかにすることとしており、その上で、当該医療機関に傷病者が適切に搬送されるよう、救急隊の観察や伝達の基準について定めることとなります。

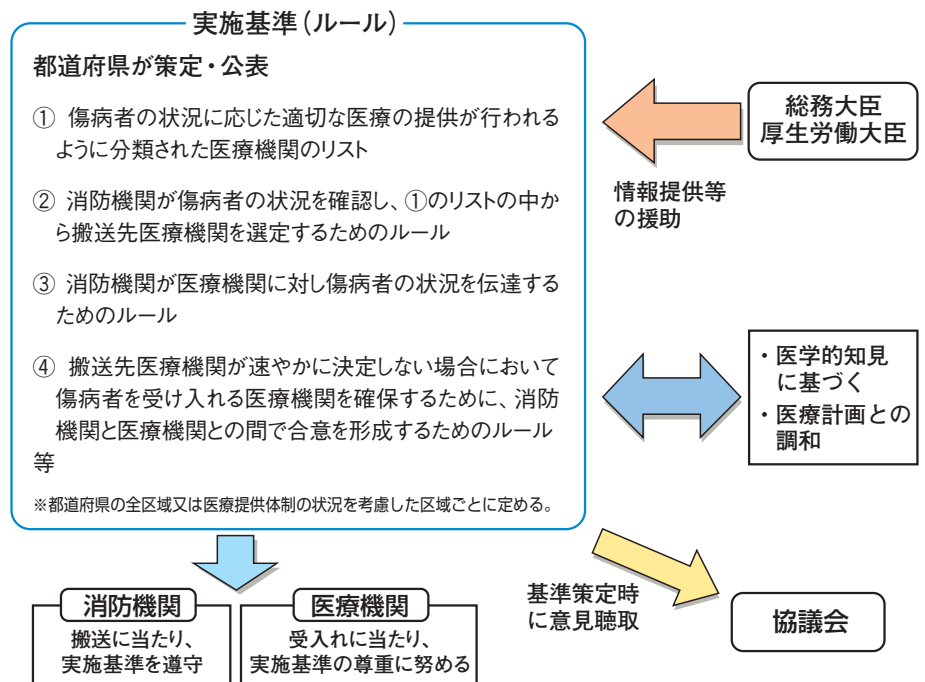
また、これらの基準に基づき、受入医療機関が速やかに決まることが望まれますが、これらの対応によってもなお、受入医療機関の選定に時間を要し、医療機関への照会回数が多くなる事案が発生することも想定されることです。このため、受入医療機関が速やかに決まらない場合の医療機関の確保方策についても、関係者間で協議し、都道府県が実施基準として定めることとなります。

実施基準の具体的な内容については、それぞれの地域における医療提供体制の現状、受入医療機関の選定困難事案の発生状況等の地域の実情に応じて定められることとなりますが、その主な内容はおおむね次のようになります。

消防法改正(1)：協議会について



消防法改正(2)：実施基準(ルール)について



(1) 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように分類された医療機関のリスト(分類基準及び医療機関リスト)

傷病者の状況に応じた適切な医療の提供を行うために、医療機関を分類する基準を定めるものです。

救急搬送は、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者等を搬送するも



のであることから、分類基準は、当該傷病者の生命の危機の回避や後遺症の軽減などが図られるよう定められる必要があり、優先度の高い順に緊急性、専門性及び特殊性の3つの観点から策定される必要があります。

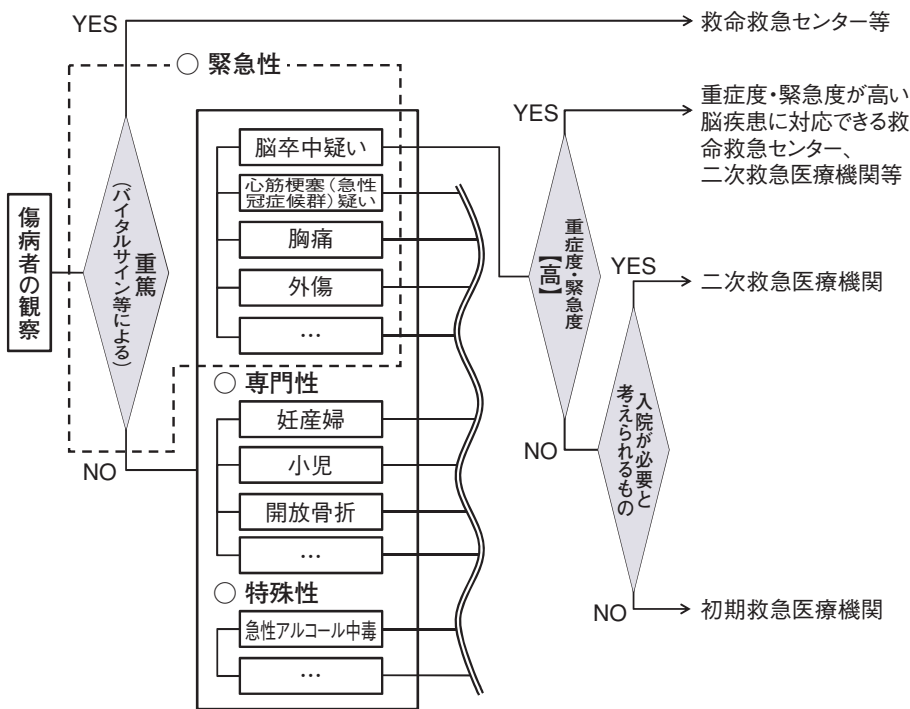
緊急性、専門性及び特殊性とは、次のとおりです。

①緊急性：生命に影響を及ぼすような、緊急性が高いものの。

②専門性：専門性が高いもの。

③特殊性：搬送に時間を要している等、特殊な対応が必要なもの。

また、医療機関リストには、こうした分類基準に基づき分類された医療機関の区分ごとに、当該区分に該当する医療機関の名称を具体的に記載することとなります。



(2) 消防機関が傷病者の状況を確認し、医療機関リストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール(観察基準及び選定基準)

救急隊が傷病者の症状等(状況)を観察(確認)するための基準を定め、観察に基づき医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を選定するための基準を定めるものです。

傷病者の症状等の観察は、傷病者の状況が分類基準のどの分類に該当するか判断するための材料を得るために行われるものであり、どのような内容を観察基準として定めるかについては、分類基準の内容に対応して決められることとなります。

なお、観察基準には、傷病者の観察に関する事項のすべてを網羅的に定めることは必ずしも要しないものであり、実際の傷病者の観察においては、観察基準に基づく観察のほか、傷病者の状況に関する総合的な観察が必要です。

選定基準としては、傷病者の観察の結果、当該傷病者に適した区分に属する医療機関の中から最も搬送時間が短いものを選定することを基本とし、あわせて地域の実情や傷病者のかかりつけ医療機関の有無等を考慮して選定することなどを定めることとなります。

傷病者の状況		医療機関のリスト		
緊急性	重篤(バイタルサイン等による)	A救命救急センター、B救命救急センター		
	重症度・緊急度【高】	脳卒中疑い	t-PA適応疑い	B救命救急センター、D病院
			その他	C病院、E病院
		心筋梗塞(急性冠症候群)疑い	A救命救急センター、E病院	
		胸痛	A救命救急センター、B救命救急センター、D病院	
		外傷	多発外傷	A救命救急センター、B救命救急センター
			その他	C病院
...	...			
専門性	妊産婦	B救命救急センター、F病院、G病院		
	小児	B救命救急センター、J病院、K病院		
	開放骨折	B救命救急センター、H病院		
...	...			
特殊性	急性アルコール中毒	C病院、D病院、E病院		
		

※ 上記の基準は例示であり、分類基準をどう策定するかは地域の実情に応じて決定されるものである。



(3) 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール（伝達基準）

救急隊が、搬送先として選定した医療機関に対して、傷病者の状況を伝達するための基準を定めるものです。

伝達基準には、搬送先医療機関を選定する判断材料となった事項を優先してわかりやすい言葉で伝達することなどを定めることが考えられます。

なお、伝達基準には、傷病者の状況の伝達に関する事項のすべてを網羅的に定めることは要しないものであり、実際の傷病者の状況の伝達においては、伝達基準に定められたもののほか、総合的に系統だった伝達が必要です。

(4) 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、傷病者を受け入れる医療機関を確保するためのルール（受入医療機関確保基準）

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項を定めるものです。

傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準とは、受入医療機関が速やかに決まらない場合において、受入医療機関を確保するための方法を定めるものであり、コーディネーターや基幹病院による調整、一時受入れ・転送等の方法が考えられます。なお、何をもって受入医療機関が速やかに決まらない場合とするかも含めて、地域の実情に応じて決定していくこととなります。

また、その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項としては、受入医療機関に関する輪番制等の運用に関する基準、医療機関の受入可否情報の提供に関する事項等が考えられます。

3 協議会について

消防法が都道府県に設置を義務付ける協議会は、傷病者の搬送及び受入れの実施基準を策定又は見直すに当たっての協議や、実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に係る連絡調整を行うものです。消防機関及

び医療機関をはじめ、関係者が広く参画するものである必要があります。

4 傷病者の搬送及び受入れに関する調査・分析について

地域の実情に応じて実施基準を策定し、適切に見直しを行っていくためには、救急搬送及び受入れの実施基準について、調査・分析を行うことが極めて重要であり、協議会の役割として位置付けられています。これは、実施基準を有効に機能させるためには、いわゆるPDCAサイクル（plan-do-check-act cycle）の活用による実施基準の策定と評価及び見直しが重要であるという認識によるものです。

傷病者の搬送及び受入れに関する調査・分析に当たっては、まず、救急搬送における症状等ごとの受入医療機関の照会回数や搬送時間などを調査・分析し、医療機関リストを定めるべき症状等を把握する必要があります。また、単に搬送時における照会回数等だけではなく、傷病者の状況等に応じて、救急隊の観察や処置、病院選定が適切であったか等について調査・分析し、実施基準にフィードバックすることで、傷病者のためにより適切な搬送及び受入れを実現していくことが重要です。

そのためには、消防機関が有する搬送に関する情報と、医療機関が有する救急搬送後の傷病者の転機情報等を合わせて総合的に調査・分析を実施する必要があります。実施基準を有効なものとして機能させるためには、少なくとも年に1回は調査・分析を行い、状況に応じて必要な見直しを行うことが求められます。

5 おわりに

消防庁としては、都道府県に対し、実施基準策定のためのガイドラインとして通知を発出したところですが、今後、各都道府県の取組状況等について情報収集し、都道府県の策定状況や運用状況に関する情報提供を行うなど、より一層、消防機関と医療機関の連携を強化し、円滑な救急搬送及び受入体制の構築を推進していきたいと考えています。



平成22年度消防庁予算概算要求の概要

総務課

1 概算要求の概要

「平成22年度予算編成の方針について（平成21年9月29日閣議決定）」を踏まえ、消防庁としても平成22年度予算概算要求を取りまとめました。

平成22年度要求額総額としては、21年度当初予算（132億円）比0.3%増の132億37百万円を計上しました。

このうち、地方公共団体が緊急消防援助隊の車両や資機材等を整備するための緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る要求額は、21年度当初予算（50億円）と同額の50億円を、また、地方公共団体が耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等を整備するための消防防災施設整備費補助金に係る要求額については、21年度当初予算（31億61百万円）比3.0%減の30億66百万円をそれぞれ計上しました。

また、その他の事業費等に係る要求額については、21年度当初予算（50億38百万円）比で2.6%増の51億70百万円を計上しました。

2 主要施策

平成22年度予算概算要求における主要事項について解説します。

国民の生命・健康・生活を守る行政の推進

消防防災体制の整備促進及び救急救命体制の充実

○大規模災害発生時に地域を超えて的確かつ迅速に対応するため、緊急消防援助隊を充実強化

- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 50億1百万円

平成22年度 消防庁予算概算要求の概要

（単位：百万円、%）

	H22要求額 a	H21当初予算 b	比較増減額 c = a - b	増減率 c / b
総額	13,237	13,200	37	0.3
事業費等	5,170	5,038	132	2.6
消防補助金	8,067	8,162	△ 95	△ 1.2
緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,001	5,001	0	0.0
消防防災施設整備費補助金	3,066	3,161	△ 95	△ 3.0



地方公共団体の緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、車両、資機材等の整備に対して補助金を交付する。

○地震等の大規模災害や増加する救急需要等に適切に対応するため、消防防災施設の整備促進

・消防防災施設整備費補助金 30億66百万円
地方公共団体の消防防災施設の整備を促進するため、耐震性貯水槽、消防指令センター等の整備に対して補助金を交付する。

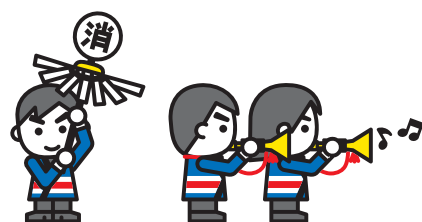
○複雑多様化する各種災害に適切に対処し国民の安心・安全を確保するため、消防の広域化をはじめとする消防機関の災害対応力を強化

・消防体制の広域化の推進 8百万円
消防組織法に基づく市町村消防の広域化を、平成24年度末までに実現するため、広域化の一層の推進を図る。

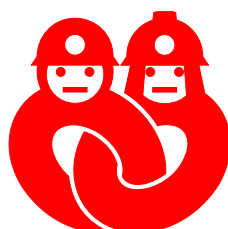
○地域における自助・共助の向上による総合的な防災力の強化を図るため、地域防災の中核的役割を担う消防団・自主防災組織を充実強化

・消防団の新戦力の確保 1億49百万円
消防団の新戦力を確保し、消防団活動を円滑化するため、入団促進の働きかけ、消防団に対する表彰、消防団員の救助技能向上のための訓練・研修、消防団協力事業所表示制度の全国展開等を実施する。

・消防団充実・強化プランの推進 47百万円
消防団の充実・強化を図り、地域の防災力を高めるため、「消防団充実・強化プラン（仮称）」を策定する市町村に対して、交付金を交付する。



消防団の充実・強化



消防団協力事業所表示

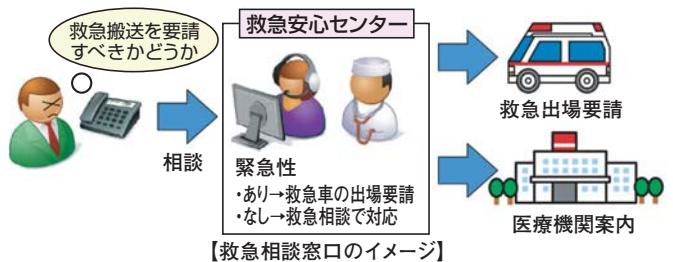
○円滑な救急搬送・受入体制を構築するため、消防と医療の連携を推進

・消防と医療の連携による救急医療情報の活用促進 23百万円

救急隊員による受入照会を円滑にするため、傷病者の症例に応じた救急の受入可否情報に関するシステムを開発する。

○住民の救急相談に、消防と医療が連携して応じる窓口の設置促進

・救急相談窓口の全国的展開 3億16百万円
消防機関に、市民が救急車を呼ぶべきか迷う場合の不安に応える救急相談窓口を設置し、相談業務と消防本部の指令センターとの連携を図るためのモデル事業を実施する。

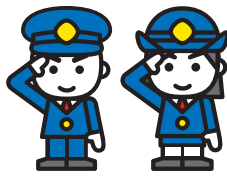


○救急搬送における救命率を向上させるため、救急救命士を含む救急隊員が行う救急業務を高度化

・救急業務の高度化推進 60百万円
救急隊員が行う救命処置のあり方の検討、消防機関と医療機関の連携推進の実態調査・検証、救急業務統計を活用した救急業務の分析・評価等を行い、救急業務全般の高度化を推進し救命率の向上を図る。

○消防機関における新型インフルエンザ対策を強化

・新型インフルエンザ対策の推進 31百万円
新型インフルエンザ対策として、消防機関への患者用酸素マスクの備蓄、医療機関等との連携体制の強化に向けた検討、訓練等を実施する。



「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の改正概要 (平成21年9月改正)

予防課

1 はじめに

「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」については、新宿歌舞伎町の小規模雑居ビル火災を踏まえた平成14年4月26日の消防法改正を受けて、同年8月に作成し、その後も必要に応じて改正を行ってきたところですが、この度、平成21年6月1日に施行された「消防法の一部を改正する法律」(平成19年法律第93号)及び平成20年10月1日に発生した大阪市の個室ビデオ店火災を踏まえ、その一部を改正しましたので、その主な改正概要を解説します。

2 改正の背景

1. 位置付けの明確化

各消防本部における執務の参考資料として消防庁において作成するものであるという位置付けを明確にするため、題名を「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」から、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」に改正することとしました。

2. 大阪市個室ビデオ店火災を踏まえた改正

大阪市の個室ビデオ店火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」(座長：平野敏右・千葉科学大学学長)では、個室型店舗等は、立入検査及び違反是正を重点的に実施することが必要であり、消防法令上の届出により状況把握に努めるとともに、使用停止命令を含め必要な権限行使を的確に行うことが重要であるとの中間報告がまとめられました。

また、当該中間報告では、関係行政機関(建築、保健衛生、警察等)との連携が重要であり、特に防火安全に直接関係する事項(建築基準法令違反等)については、所管当局において速やかに是正等が図られるよう、具体的に取組を進めることが必要であるとされています。そ

れらを踏まえ、関連する事項について一部を改正しました。

3. 自衛消防力の強化に係る消防法改正を踏まえた改正

平成21年6月1日に施行された消防法の一部を改正する法律(平成19年法律第93号)により、大規模な建築物その他の工作物における地震等の災害の防止を図るため、自衛消防組織の設置及び地震等の災害による被害の軽減のための管理体制の整備が義務付けられたことから、関連する事項について一部を改正しました。

3 立入検査標準マニュアルの改正概要

1. 個室型店舗等(消防法施行令別表第1(2)項二)を立入検査の重点対象として位置付け

個室型店舗等を立入検査の重点対象として位置付け、違反事項を確実に把握し、速やかに違反処理に移行できるよう、小規模雑居ビルや量販店と同様に、個室型店舗等の立入検査に係る留意事項を追加しました。

2. 建築基準法上の防火の規定に関する検査事項について、具体的記述を追加

大阪市の個室ビデオ店火災を踏まえ、建築基準法の防火の規定に関する違反を確実に把握し、速やかに違反処理に移行できるよう、非常用照明装置や排煙設備の維持管理状況の確認等、建築基準法に基づく事項を立入検査に係る着眼点として追加しました。

3. 関係行政機関等との連携について、具体的記述を追加

大阪市の個室ビデオ店火災を踏まえ、関係行政機関との連携体制を強化するため、消防法令以外の法令の違反を確認した際には、所管行政庁に通知するとともに、当



該法令の所管行政庁と連携し違反是正に努める必要がある旨を追加しました。

4. 防災管理制度が新たに定められたことに伴い、立入検査時の留意事項を追加

新たに消防法第36条（防災管理体制の整備）が定められたことに伴い、立入検査においては、火災予防に直接関係しない事項については消防法第4条（資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査）の適用外となることに留意する必要がある旨を明確化しました。

4 違反処理標準マニュアルの改正概要

1. 個室型店舗等（消防法施行令別表第1(2)項二）を違反処理の重点対象として位置付け

個室型店舗等を違反是正の重点対象として位置付け、違反事項を確実に把握し、速やかに措置命令の発動等、違反処理を実施できるよう、個室ビデオ店等で、措置命令の発動を必要とする事例を違反処理基準に追加しました。

2. 関係行政機関等との連携について、具体的記述を追加

大阪市の個室ビデオ店火災を踏まえ、関係行政機関との連携体制を強化するため、消防法令以外の法令の違反を確認した際には、所管行政庁に通知するとともに、当該法令の所管行政庁と連携して違反是正に努める必要がある旨を追加しました。

3. 建築基準法令違反に対する措置命令を発動する際の具体的事例を追加

建築基準法令違反により火災の予防に危険であると認める場合等においては、速やかに使用停止命令等を発動できるよう、消防法第5条又は消防法第5条の2に基づく措置命令を発動する場合の事例や適用要件に具体的記述を追加しました。

4. 自衛消防組織の設置及び防災管理の義務付けに伴い、違反処理基準等を追加

新たに自衛消防組織の設置及び防災管理体制の整備が義務付けられたことに伴い、命令要件、違反処理基準等を追加しました。

立入検査標準マニュアル・違反処理標準マニュアルの改正

改正の背景

大阪市の個室ビデオ店火災の教訓 (平成20年10月1日)

- ①立入検査・違反是正を重点的に実施
- ②建築部局など関係行政機関との連携
- ③消防機関における必要な体制を確保

自衛消防力の強化に係る消防法改正 (平成21年6月1日施行)

- ①自衛消防組織の設置の義務付け
- ②防災管理体制の整備の義務付け

主な改正事項

【立入検査標準マニュアル】

- ①個室型店舗等を立入検査の重点対象として位置付け
- ②建築基準法の防火の規定に係る検査の着眼点を追加
- ③関係行政機関等との連携について、具体的記述を追加
- ④火災予防に直接関係しない事項に係る検査の留意事項を追加

【違反処理標準マニュアル】

- ①個室型店舗等を立入検査の重点対象として位置付け
- ②関係行政機関等との連携について、具体的記述を追加
- ③建築基準法令違反に対する措置命令を発動する際の具体的事例を追加
- ④自衛消防組織の設置及び防災管理の義務付けに伴い、違反処理基準等を追加

消防の動き



2009
12
No.465

- 傷病者の搬送及び受入れの実施基準について
- 平成22年度消防庁予算概算要求の概要
- 「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の改正概要（平成21年9月改正）
- インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に対する国際消防救助隊（IRT-JF）の活動概要



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1	傷病者の搬送及び受入れの実施基準について…………… 4
特報2	平成22年度消防庁予算概算要求の概要…………… 8
特報3	「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の改正概要(平成21年9月改正)…………… 10
特報4	インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に対する国際消防救助隊(IRT-JF)の活動概要…………… 12

平成21年12月号 No.465

巻頭言 国際緊急援助を通じて最近思うこと (消防庁国民保護・防災部長 武居 丈二)

TOPICS

「原子力施設における現場指揮本部の設置・運営等に関する検討会」における…………… 14
現場指揮本部マニュアル検討検証訓練の実施……………
第19回全国女性消防操法大会の開催…………… 16
福田沙紀さんに対する総務大臣感謝状授与式(全国火災予防運動広報用ポスターモデル)…………… 17

緊急消防援助隊情報

平成21年度緊急消防援助隊ブロック訓練の実施状況(九州ブロック、近畿ブロック)…………… 18

消防通信～北から南から

宮崎県 宮崎市消防局「活力と緑あふれる太陽都市」…………… 20

消防通信～望楼

札幌市消防局(北海道)／朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部(埼玉県)…………… 21
豊中市消防本部(大阪府)／八幡浜地区施設事務組合消防本部(愛媛県)

消防大学校だより

予防科(第86期)／危機管理・防災教育科 トップマネジメントコース(第9回)…………… 22
消防大学校成績優秀者…………… 23
広報資料(1月分)
文化財を火災から守ろう!…………… 24
1月17日は「防災とボランティアの日」…………… 25
1月15日～21日は「防災とボランティア週間」……………
「消火栓」や「防火水槽」の付近は駐車禁止です…………… 26
消防団員の入団促進…………… 27

INFORMATION

第13回消防防災研究講演会 -都市型空間での火災に対する安全確保にむけて-…………… 28
危険物安全週間推進標語の募集…………… 29
危険物事故防止対策論文の募集…………… 30
10月の主な通知／消防庁人事／広報テーマ(12月分・1月分)…………… 31



表紙
宮崎市消防局
高度救助隊
スーパーレスキュー宮崎
ブリーチング技術習得訓練



インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害に対する国際消防救助隊 (IRT-JF) の活動概要

参事官

1 地震発生～初動対応

平成21年9月30日(水)19時16分頃(現地時間17時16分頃)インドネシア・スマトラ島南部のインド洋沖を震源地とするマグニチュード7.6(我が国気象庁発表)の大規模な地震が発生しました。この地震でスマトラ島第2の都市であるパダン市及び同市周辺においてあわせて死者1,100人余、負傷者約2,900人、避難民約400人(いずれも10月20日現在)に上る甚大な被害が発生しました。

地震発生当初から外務省及び独立行政法人国際協力機構(JICA)と消防庁との間で連絡、協議等が進められていましたが、10月1日(木)にインドネシア政府から我が国に対して正式に援助要請があったことを受けて、直ちに国際消防救助隊(International Rescue Team of Japanese Fire Service)の派遣が決定されました。

2 成田空港～現地へ

消防庁が派遣する職員1名を含む国際消防救助隊17名は、同日の出動当番登録消防本部である東京消防庁6名をはじめ、札幌市消防局3名、福岡市消防局3名、さい



成田空港で行われた結団式

たま市消防局2名及び横須賀市消防局2名の各派遣隊員が10月1日(木)夕刻以降順次成田空港に到着し、先ず同隊としての結団式を行いました。その後、ともに国際緊急援助隊(JDR; Japan Disaster Relief Team)救助チームを構成する他省庁・機関(外務省、JICA、警察庁、海上保安庁ほか)からの要員48名及びJDR医療チームと合流してJDR結団式を実施後、同日23時5分発の成田発チャーター機にて、先ずはインドネシアの首都ジャカルタへ向けて出発しました。

3 現地での活動

国際消防救助隊をはじめとするJDR一行は10月2日(金)未明にジャカルタに到着し、同地からの乗り継ぎを経て同日9時40分(現地時間、以下同じ)に最大の被災地であるパダンに到着しました。被災地入りした同隊はインドネシア政府の現地災害対策本部における国連機関を交えての協議、被災現場視察、活動指揮本部の設営を経て、夕刻から翌日未明にかけて市内のホテル及びマーケットにおいて最初の捜索活動を行いました。

10月3日(土)は隊を二手に分け、小隊によるパダン郊外



パダン市街地での捜索活動



パダン市街地での検索活動

での土砂崩れ災害の実態調査活動と、本隊を充てて引き続きパダン市街地での倒壊建物内の搜索活動を並行して行いました。また、この日はJDRの現地活動本部にインドネシア副大統領が謝意の表明と激励に訪れるというひと幕もありました。10月4日(日)は改めて全隊を投入してパダン市内のホテル、病院における搜索活動を展開しました。

その後、10月5日(月)には、国連と現地政府との間で、現地は都市型災害救助技術に係る国際的な支援はこれ以上必要ない状況に至った旨が合意されたので、各国とも急ぎ撤収準備を進めることが望ましいとの見解が国連側から示され、これをJDRはじめ各国救助チームリーダーが了解しました。ここに国際消防救助隊を含むJDR救助チームのインドネシアでの救援活動は終了することとなりました。

この後は携行資機材のインドネシア側への供与等の手続を終え、10月6日(火)にパダンを立ち、7日(水)にはジャカルタにおいて日本国大使館、インドネシア国家防災庁への活動報告を済ませ、同日夜発の民航機にて帰国の途に就きました。

4 帰国

インドネシア・パダンを中心とした被災地での任務を終えた国際消防救助隊17名は、10月8日(木)7時30分(日本時間)成田空港へと降り立ち、JDR解団式を終え総務省へと帰庁し、原口一博総務大臣に活動経過を報告しました。その後、庁舎内での国際消防救助隊解隊式にお



解隊式

いて、中越康友総括官(総務省消防庁)から原口総務大臣への活動報告、原修国際消防救助隊長(東京消防庁)から河野栄消防庁長官への国際消防救助隊旗の返還を行い、これをもってインドネシアに向けての一連の緊急援助活動を終えました。

インドネシアからの我が国への救助隊の派遣要請は今回が初めてでした。2004年12月のスマトラ沖大地震・インド洋津波の発災に際してもこのような要請が寄せられなかったことを勘案すれば、5年ぶりに発生したこの大災害がインドネシアへ与えた衝撃の大きさが如何ほどのものであったのか想像に難くありません。そのような窮状に依って、国際消防救助隊をはじめとする我が国のJDRは各国に先駆けていち早く現地入りし、その持つ都市型災害救助技術を発揮して搜索活動を展開しました。残念ながら全活動を通じて生存者・遭難者の発見救出には至りませんでした。その活動ぶりには現地の政府機関、報道機関から高い評価が寄せられました。また、国連主導の災害救援活動枠組みの下、来援の各国救助隊と協調して活動に当たるといった経験は、このような活動のあり方について今後一層知見・技術を深めることを指向する国際消防救助隊、ひいてはJDRにとって何よりの貴重な経験を得る機会となりました。

現地ではいまだに犠牲者数が増える中、復興が始まろうとしています。私たちは、犠牲になられた方々の冥福を心からお祈りするのはもちろんのこと、今回の国際消防救助隊(IIRT-JF)の活動がこれからの現地における被災者支援の礎の一つとなれば幸いと思っています。

「原子力施設における現場指揮本部の設置・運営等に関する検討会」における現場指揮本部マニュアル検討 検証訓練の実施

特殊災害室

消防庁では、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震による東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所所内変圧器火災を踏まえ、原子力施設における消防体制の強化を図るため、「原子力施設における現場指揮本部の設置・運営等に関する検討会」を発足し、公設消防及び原子力事業所等向けの原子力施設等における実践的な現場指揮本部マニュアルの作成を行っているところです。

今般、現場指揮本部マニュアル(案)の妥当性及び有効性を検証するため、消防本部及び原子力事業者等が参加する消防訓練を実施しましたので、訓練の概要について、説明します。

＜中国電力株式会社 島根原子力発電所(島根県松江市)における検証訓練の実施＞

(1)実施日時

- ・ 図上訓練 平成21年9月29日(火) 10:30～12:00
- ・ 実動訓練 平成21年9月29日(火) 13:30～15:00

(2)実施機関等

中国電力株式会社島根原子力発電所、松江市、松江市消防本部、島根県、経済産業省原子力安全・保安院島根



現場指揮本部における松江市消防本部と中国電力株式会社(自衛消防隊)との連携(実動訓練)



放射線モニタリング訓練(島根県松江市)

原子力保安検査官事務所、総務省消防庁、財団法人原子力安全技術センター (約150名参加)

(3)対象施設

島根2号機廃棄物処理建物1階 雑固体廃棄物置場(以下、「ベイラー室」という。)**【放射線管理区域内】**

(4)訓練実施項目

ベイラー室内にて火災が発生し、ベイラー室内の低レベル放射性廃棄物(可燃物)の燃焼により周囲に延焼のおそれがあるとの想定で、以下の訓練項目を実施

- ①初期情報収集活動訓練
- ②モニタリング訓練
- ③消防警戒区域、放射線危険区域、準危険区域設定訓練
- ④現場指揮本部(前進指揮所を含む)、現地調整所設置運営訓練
- ⑤進入隊の編成、資機材の確保訓練
- ⑥負傷者搬出(救出)訓練
- ⑦消火活動訓練
- ⑧汚染検査、被ばく管理訓練



救護訓練（静岡県御前崎市）



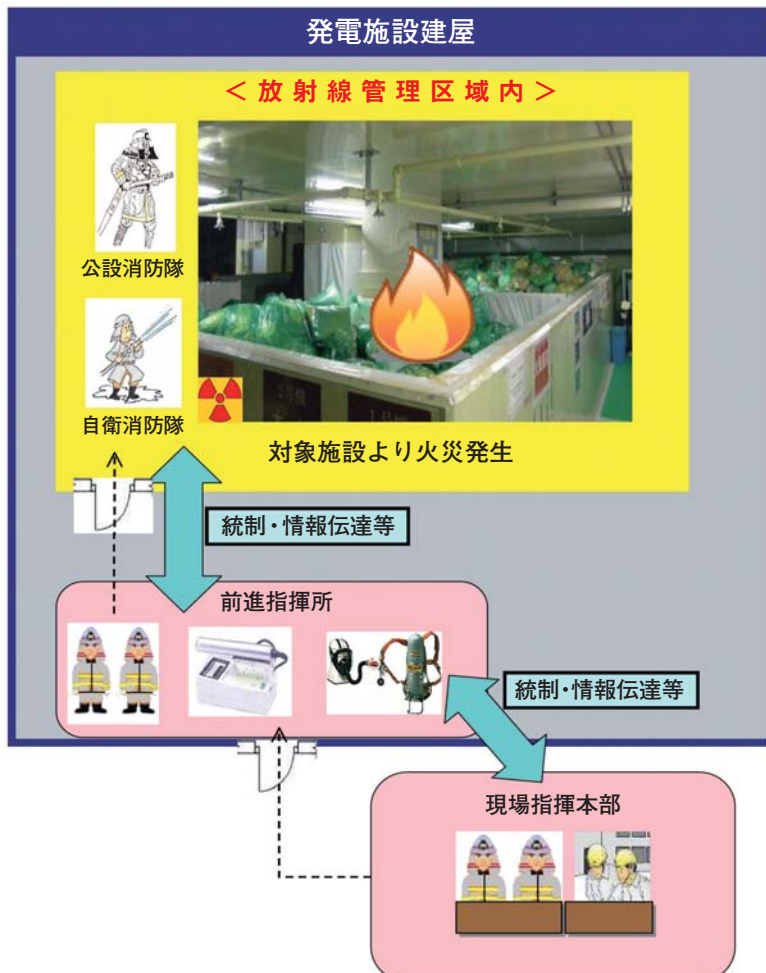
現場指揮本部における牧之原市御前崎市消防本部と中部電力株式会社（自衛消防隊等）との連携（図上訓練）

＜中部電力株式会社 浜岡原子力発電所（静岡県御前崎市）における検証訓練の実施＞

(1)実施日時

- ・ 図上訓練 平成21年10月29日(木) 10：30～12：00
- ・ 実動訓練 平成21年10月29日(木) 14：00～15：30

検証訓練現場活動状況概要



(2)実施機関等

中部電力株式会社浜岡原子力発電所、牧之原市御前崎市広域施設組合消防本部、経済産業省原子力安全・保安院浜岡原子力保安検査官事務所、総務省消防庁、財団法人原子力安全技術センター（約85名参加）

(3)対象施設

浜岡2号機 タービン建屋1階 大物搬入口エリア【放射線管理区域内】

(4)訓練実施項目

大物搬入口エリア内で架台の溶断作業中に飛んだノロにより使用済みウェスが燃えて付近にあった廃プラスチックに延焼したとの想定で、以下の訓練項目を実施

- ①初期情報収集活動訓練
- ②モニタリング訓練
- ③消防警戒区域、放射線危険区域、準危険区域設定訓練
- ④現場指揮本部（前進指揮所を含む）設置運営訓練
- ⑤進入隊の編成、資機材の確保訓練
- ⑥救護訓練
- ⑦消火活動訓練
- ⑧汚染検査、除染、被ばく管理訓練

これらの検証訓練の結果を踏まえ、平成21年中に現場指揮本部マニュアルを作成することとしています。

第19回全国女性消防操法大会の開催

防災課

平成21年10月22日(木)、第19回全国女性消防操法大会が、神奈川県横浜市戸塚区の日本消防協会中央消防訓練場(横浜市消防センター)で開催されました。

本大会は、地域の防火リーダーである女性消防隊の消防技術の向上と士気の高揚を図り、地域活動の充実に寄与することを目的として、昭和60年より隔年で開催されています。

また、女性消防隊の日頃の活動や訓練成果を全国規模で発表できる唯一の場であり、今年度も各都道府県の代表として、女性消防隊47隊が集合しました。

大会当日は、爽やかな秋晴れの下、午前9時に開会され、鳩山由紀夫内閣総理大臣の代理として小川淳也総務大臣政務官が祝辞を代読した後、河野栄消防庁長官も祝辞を述べました。

女性消防隊は、指揮者1名、操法隊1番員から4番員まで各1名ずつ、計5名で構成され、どの隊も全国47都道府県を代表するに相応しい規律正しく安全確実なポンプ操法を披露し、会場からは盛大な拍手が送られました。

さて、操法大会の結果ですが、日本一の栄冠には、岐阜県羽島市女性消防隊が輝き、内閣総理大臣賞の賞状と優勝旗、日本消防協会会長賞の賞状、優勝旗、金メダルが授与され、準優勝の静岡県裾野市女性消防隊と熊本県美里町女性消防隊には、消防庁長官賞の賞状と楯が授与されました(他の受賞団体及び優秀選手賞についてはそれぞれ右表のとおり)。

第19回全国女性消防操法大会成績

○受賞団体

順位	都道府県	消防隊名
優勝	岐阜県	羽島市女性消防隊
準優勝	静岡県	裾野市女性消防隊
準優勝	熊本県	美里町女性消防隊
優秀賞	埼玉県	越谷市女性消防隊
優秀賞	鹿児島県	中種子町女性消防隊
優秀賞	奈良県	橿原市女性消防隊
優良賞	宮城県	山元町女性消防隊
優良賞	長崎県	島原市女性消防隊
優良賞	千葉県	浦安市女性消防隊
優良賞	愛知県	長久手町女性消防隊
優良賞	佐賀県	有田町女性消防隊
優良賞	香川県	善通寺市女性消防隊

○優秀選手賞

担当	都道府県	消防隊名	氏名
指揮者	千葉県	浦安市女性消防隊	大塚真理子
	岩手県	一関市女性消防隊	阿部美智子
1番員	三重県	四日市市女性消防隊	川原 貴子
	埼玉県	越谷市女性消防隊	飯森 久乃
2番員	佐賀県	有田町女性消防隊	松木 美保
	静岡県	裾野市女性消防隊	杉山 愛
3番員	福岡県	筑後市女性消防隊	田村 由美
	熊本県	美里町女性消防隊	藤岡久美子
4番員	鹿児島県	中種子町女性消防隊	長深田美智子
	熊本県	美里町女性消防隊	赤星 紀子



祝辞を述べる小川淳也総務大臣政務官



祝辞を述べる河野栄消防庁長官



女性消防操法競技の様子

ふくだ さき 福田沙紀さんに対する総務大臣感謝状授与式 (全国火災予防運動広報用ポスターモデル)

予防課

平成21年11月4日(水)に、全国火災予防運動ポスターのモデルである福田沙紀さんに対して、総務大臣感謝状の授与を行いました(渡辺周総務副大臣代理授与)。

福田さんは、現在テレビドラマ・映画等で活躍され、多忙なスケジュールの中、ポスターのモデルとして積極的にご協力いただき、今回の感謝状の授与となりました。

福田さんは「1人でも多くの方がこのポスターを見て防火の重要さを感じていただけたらと思います。」とコメントされました。作成されたポスターは消防本部等を通し

て、11月9日(月)から同月15日(日)まで実施された秋季全国火災予防運動期間中、全国各地に掲出され、国民の防火意識の高揚に大いに貢献しました。

現在、平成22年春季全国火災予防運動に向けて、今回とは違う新しい福田さんのポスターの作成を行っておりますので、都道府県、消防本部、関係団体等におかれましては、これらを活用して積極的な火災予防意識の啓発を図っていただくようお願いします。



渡辺総務副大臣から感謝状を授与された福田沙紀さん



住宅用火災警報器の周知広報する渡辺総務副大臣と福田沙紀さん



記念品の「まとい」を受け取る福田沙紀さん



平成21年秋季全国火災予防運動広報用ポスター

平成21年度緊急消防援助隊ブロック訓練の実施状況（九州ブロック、近畿ブロック）

応急対策室

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき、都道府県と市町村の協力を得て、緊急消防援助隊の技術及び連携活動の向上を目的に、平成8年度から毎年度全国6ブロックで実施しています。今年度は、昨年度における訓練の検証結果を踏まえ策定した「訓練実施上の推進事項」に基づき、各ブロックにおいて地域の実情に応じたより実践的な訓練を計画、実施しました。

今月は、今年度各ブロックで行われた訓練のうち、九州及び近畿ブロックの実施状況を各ブロック担当県からの寄稿によりお知らせします。

平成21年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練について

佐賀県統括本部消防防災課

平成21年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練を、佐賀県佐賀市及び神崎市において次のとおり実施しました。

訓練2日目の佐賀市会場では、原口一博総務大臣に視察いただきとともに、閉会式で訓練参加隊員に対し、訓辞をいただきました。

1. 実施日 平成21年10月9日(金)、10日(土)

2. 実施場所

(1) 被災地初動対応訓練(9日)

佐賀県庁、佐賀広域消防局、神埼地区消防事務組合消防本部

(2) 部隊集結訓練及び部隊運用訓練(9日)

嘉瀬川河川敷(佐賀市)、採石場用地(神崎市)

(3) 部隊運用訓練(10日)

嘉瀬川河川敷(佐賀市)

3. 実施内容

佐賀県南部において大規模な地震が発生し、佐賀市で震度6強、神崎市で震度6弱を観測し、両市において未曾有の被害が発生したとの想定で訓練を実施した。

(1) 被災地初動対応訓練

佐賀県災害対策本部、消防応援活動調整本部(佐賀県庁)、指揮支援本部(佐賀広域消防局及び神埼地区消防事務組合消防本部)を設置し、それぞれの本部間等において情報伝達訓練を行い、総務省消防庁の緊急連絡メール(訓練用)の活用、



原口総務大臣による訓練視察
(佐賀市会場)

知事の部隊移動指示手続き(関係機関との調整や部隊移動ルートの設定、地域ごとの各県隊の活動状況の報告)等を確認した。

また、統括DMATも参加し、各県DMATの要請、災害拠点病院から災害現場へのDMATの派遣の手続き等を確認した。



消防応援活動調整本部運営訓練
(佐賀県庁)

《今後の課題》

- 調整本部等の設置場所の再検討
- 災害対策本部と調整本部との情報共有の方法
- 統括DMATへの情報提供の内容及び提供方法
- 調整本部、指揮支援本部及び活動現場における無線連絡体制(携帯無線機の設置位置の検討など)
- (2) 部隊集結訓練及び部隊運用訓練
今回は、被災地を2箇所を設定し、迅速出動の4県隊を指揮支援部隊長の判断により、2県隊ずつ振り分け、到着と同時に救出訓練を実施した。



市街地火災空中消火訓練
(佐賀市会場)

さらに、収束に向かって神崎市から、被害が拡大している佐賀市へ先遣2県隊の部隊移動を行った。

また、道案内のため、進出拠点から各県指揮隊車に被災地の消防本部員を同乗させ誘導を行った。

《今後の課題》

- 無線可能場所の確認(進出拠点到着の先遣隊は、指揮支援本部との無線交信を実施する予定であったが、交信ができない状況も発生したため、無線機の設置位置の検討、無線機出力の確認など)

(3) 部隊運用訓練

より実戦に近い訓練を目指し、指揮支援本部から各県隊長へ活動指令書を手渡し形式で、瓦礫下、埋没車両及び倒壊家屋からの救出訓練や市街地火災を想定した遠距離送水消火訓練などの部隊運用訓練を実施した。

また、孤立者救出のための複数航空隊(ドクターヘリ含む)の連携訓練、自衛隊ヘリを含む航空隊による市街地火災の空中消火訓練を実施した。さらに九州各県のDMATを実際に災害現場に投入し、各部隊と連携した活動を行った。

特に今回の訓練では、北九州市、福岡市、東京消防庁の指揮支援隊がそれぞれ消火事案・救助事案・救急事案を担当し、複数県隊が混成した消火部隊、救助部隊、救急部隊を統括するなど、従来の訓練とは異なった指揮系統について検証した。



《今後の課題》

○救助現場と応急救護所からの救急要請の検討（救助現場と直近に設置した応急救護所の指揮系統が異なっていたため、重複した救急要請が行われた。）

4. おわりに

今回の訓練は、陸上部隊先遣隊が到着後、すぐに訓練を実施し、また訓練を開始するまで活動内容が分からないなど、応援側部隊にとって、より実戦的な訓練となったと思います。

また、受援側としても訓練ごとに道案内人を同乗させ現場までの誘導を行うなど、受援体制の構築が重要であると改めて認識したところです。さらに、災害現場からのDMAT要請により、救助部隊とDMATが協力して救出活動を行って

いただいたことは、今後の連携活動にも繋がるものと思います。

最後になりますが、九州ブロック各県、各消防本部（局）、陸上自衛隊、佐賀県警察本部、各県DMAT、その他各参加機関など皆様のご協力により、より実戦的な訓練を実施できましたことに対して、心から感謝を申し上げます。



瓦礫下からの救出訓練
（佐賀市会場）

平成21年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練について

福井県危機対策・防災課

平成21年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練については、近畿府県合同防災訓練と併せて福井県坂井市を主会場に次のとおり実施しました。

1. 実施日 平成21年10月17日(土)、18日(日)

2. 実施場所

(1) 初動訓練（応援要請等情報伝達訓練、参集訓練）、図上訓練（17日）

福井県庁総合防災センター
坂井市春江総合支所（仮想：嶺北消防組合消防本部）

(2) 野営訓練（17日～18日）

テクノポート福井総合公園

(3) 合同訓練（実働訓練）（18日）

テクノポート福井、福井国家石油備蓄基地、福井空港

3. 参加機関数等

参加機関数約200機関

参加者数3,600人（うち消防関係600人）

4. 実施内容

(1) 図上訓練

消防応援活動調整本部設置運営訓練においては、実際の参集状況とリンクさせ、動態情報システムによる状況付与を行うとともに、ヘリテレ受信装置を活用し災害情報を収集するなど、実際の部隊の動きに合わせた訓練とした。また、部隊移動までの検証を行うため、訓練後半は想定時間をスキップさせ実施した。



自衛隊機によるDMATの
搬送訓練（福井空港）

《今後の課題》

今回は消防機関のみの参加による図上訓練とし、各機関役はコントローラーが行ったが、実際にDMATや自衛隊などの関係機関に参加いただき実施すれば、より広がりのある訓練になったと感じた。

(2) 合同訓練（実働訓練）

指揮支援部隊長（京都市消防局）、指揮支援隊長（京都市、大阪市、神戸市、堺市）の部隊統制の下、警察・自衛隊・DMAT等の関係機関と連携した訓練を実施した。

訓練ではブラインド方式を取り入れ、複数訓練を同時並行

して実施するとともに、各府県隊の混成により実施した。

また、福井空港を航空機進出拠点として、消防防災ヘリや自衛隊の大型ヘリ等の航空機19機の参加により、ヘリテレを活用した情報伝達訓練や医療関係者搬送訓練等を実施し、航空機の効果的・効率的な運用体制と航空統制の検証を行った。

さらに、石油タンク火災防ぎょ訓練では、主会場である坂井市から石油備蓄基地のある福井市への部隊移動や大容量泡放射システムの訓練を行った。

《今後の課題》

当県の第1次出動府県隊のうち、2県（石川県、岐阜県）が中部ブロック訓練の枠組みとなり、近畿ブロック訓練へは参加していない状況である。今後は訓練地域の枠組みを超えて、第1次出動県の参加する訓練にしていく必要を感じた。

また、今回は消防機関のみでブラインド訓練を実施した。自衛隊、警察を含めた連携訓練の中でブラインド訓練を実施する場合、その手法について課題が残った。

今後、災害発生初動における航空機の役割は大きくなるものと考えられ、今回の訓練のように複数の航空機が参集する状況が十分考えられる。消防防災ヘリだけでなく各機関の航空機も含めた当県の受援体制の再検討の必要性を感じた。

5. おわりに

今回は、航空機の受援体制の検証及び航空機を活用した救助活動の実施を大きなテーマとし、訓練を実施しました。今後、さらに訓練結果を検証し、緊急消防援助隊における災害対応能力の一層の向上に取り組んでいくつもりです。今回の訓練に際して、多大なご協力を賜りました、消防庁、近畿ブロック各府県、参加消防本部（局）、関係機関の皆様へ心から感謝申し上げます。



中高層建物救出訓練
（主会場：テクノポート福井）



石油タンク火災防ぎょ訓練（コンビ
ナート会場：福井国家石油備蓄基地）



宮崎県 宮崎市消防局
消防局長 谷口 康吉

活力と緑あふれる太陽都市

宮崎市は、日向灘を望む宮崎県の中央部にあり、青い海と空、四季折々の花や緑に彩られ、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた都市です。また、西には^{わにづか}鱈塚山系、霧島山系などの緑豊かな山々を望むことができ、市の中心部には母なる大淀川が豊かな水をたたえゆるやかに流れています。

九州の南部に位置する宮崎市は、大陸からの寒気を防いでくれる九州山脈と太平洋の暖流（黒潮）の影響により、冬はほとんど雪が降らず、平均気温が約18℃と1年を通し非常に温暖な気候に恵まれています。また1年の日照時間が平均約2,200時間以上と晴天の日が多く、太陽に恵まれた地域です。このような環境のもと、毎年多くのプロ野球やプロサッカーチームのキャンプや国際的なゴルフトーナメントが行われ、「スポーツランドみやざき」として注目を浴びております。



堀切峠・日南海岸

宮崎市は、このような太陽と大地の恵みを享受し、宮崎県の県都として発展してきました。

平成10年4月の中核市移行、平成18年1月の隣接する3町との合併により、新たな地域資源が加わるとともに、人や地域のつながりも大きな広がりを見せるなど、活力

にあふれた南九州の中核都市として産業、教育、文化、交通その他あらゆる面にわたって発展を遂げています。また平成22年3月23日には、隣接す



サンマリンスタージアム宮崎

にあふれた南九州の中核都市として産業、教育、文化、交通その他あらゆる面にわたって発展を遂げています。また平成22年3月23日には、隣接す

る清武町との合併が予定されており、人口約40万人の「新宮崎市」が誕生し、更なる飛躍が期待されています。

消防体制

昭和7年10月に宮崎市常備消防部が設置され、部長以下19人と消防車2台により常備による消防業務を開始、昭和39年4月には救急業務を開始しました。また、昭和48年4月に隣接する6町から消防に関する事務の委託を受け、1市6町による広域消防業務を行ってきましたが、現在は、平成18年1月の合併に伴い、1市3町に1本部2署1分署6出張所を配置して、新たな枠組みにおいて広域消防業務を行っています。

消防防災体制の充実のために

本市消防局では、多種多様化する災害に対応するため、平成20年4月、中核市に義務付けられた高度救助隊「スーパーレスキュー宮崎」を北消防署東分署に配置し、救助体制の充実強化を図りました。また、本年3月には、消防職員・消防団員はもとより、地域住民や自主防災組織、事業所等が利用できる消防訓練・研修施設を南消防署に整備するなど災害対応力の向上に努めています。



宮崎市消防総合訓練施設
(南消防署)

おわりに

近年、予測できない災害や危機的事象の発生により、我々消防には、これまで以上に多岐にわたる対応が求められているなか、地域住民の消防に寄せる期待はますます高まってきています。管轄面積870km²、管轄人口約43万人の住民の安全・安心を第一に、職員一丸となって消防防災体制・危機管理体制の充実に取り組んでいます。

ホテルの窓明かりで「火の用心」

札幌市消防局

札幌市消防局は10月26日、札幌市内の札幌プリンスホテル(28階建て)において、窓明かりを利用した「火の用心」の文字を作成し、市民に防火安全を呼びかけました。これは、秋の全国火災予防運動の一環として、宿泊のお客様にもご協力いただき、夕方5時から点灯を開始しました。秋の訪れとともに日が短くなった札幌市内を「火の用心」の文字が幻想的な夜景となって街を包み、美しく暖かい広報となりました。この窓明かりを見ることにより、「火の用心」の心を再認識していただきました。



秋の夕暮れに映し出す「火の用心」の幻想的なイルミネーション

屋内消火栓操法技術大会を開催

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部

埼玉県南西部消防本部は10月16日、新座防災基地で屋内消火栓操法技術大会を開催しました。この大会は、屋内消火栓を設置している管内の各事業所の自衛消防隊が、消火栓設備の基本的な操作技術について、平素の訓練成果を発表するもので、大会では3人1組が屋内消火栓から放水器具を延長、想定火点に放水・消火し、器具を収納するまでの機敏性・正確性を競い合いました。今回、37事業所51チームが参加し、男子チームは本田技研工業(株)白子ビルが、女子チームは和光市役所が優勝しました。



精緻なチーム連携により、見事！目標的中

消防通信 望楼 ぼうろう

大規模地震災害対応救助救出総合訓練の実施

豊中市消防本部

豊中市消防本部は10月20日、兵庫県立広域防災センターで大規模地震災害対策救助救出総合訓練を実施しました。訓練では「大規模地震により、倒壊建物内に要救助者が多数発生」との想定で、災害が発生した場合に備えた、高度救助用資機材等を活用しての要救助者検索訓練並びに救助隊、救急隊との合同救出訓練を行いました。今回、ガレキ訓練場を使用した実践的訓練により、個人の知識・技術のレベルアップが図られ、さらに現場活動の検証も実施でき、有意義な訓練となりました。



大阪DMA T等の各機関との連携体制の確認が行われた訓練

四国初！営業中のホテルで特殊災害対応訓練の実施

八幡浜地区施設事務組合消防本部

八幡浜地区施設事務組合消防本部は10月5日、四国初となる営業中のホテルを会場とした特殊災害対応訓練を実施しました。訓練は「会議室に不審者が侵入し、液体が撒かれ負傷者が発生」との想定で、特殊災害機動部隊を中心に指揮隊をはじめ各隊が出動、救出活動を行い、さらに、県警機動隊による薬剤の検知活動、医療従事者による救護活動が展開されました。各機関との救出及び救護活動を相互に行い、特殊災害対応能力の向上と連携強化及び協力体制を確立することができました。



冷静な判断と特殊災害対応能力が求められた訓練

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



■ 予防科(第86期)

予防科第86期は、北は青森県から南は沖縄県まで27都道府県45名が残暑厳しい8月18日に入寮し、翌19日から10月14日までの37日間255時間の教育を受けました。

専科教育である予防科の教育目的は、予防業務に関する専門的な高度の知識及び技術を修得させ、予防業務の教育指導者としての資質を向上させることにあります。

講義内容としては、総務省消防庁の石井信芳審議官、木原正則前予防課長による最近の予防行政の動向、法令改正の趣旨等のほか、実務を手掛ける講師による違反処理要領及び指導方法、さらに消防同意、消防設備、防火管理などの審査及び検査要領がありました。

また、違反処理をする上で、予防に関する法令等の知識習得ばかりでなく、説得技法など、防火対象物関係者に対し適切な指導をする上での交渉術も取り入れており、多くの学生から好評を得ました。

さらに、予防教育者としてはもちろんのこと、住民指導に視点を置いた話し方を身につけるための教育技法を



放水型スプリンクラーヘッドによる放水実験(能美防災メヌマ工場)

学び、その学習成果を出すべく、一人ひとり頑張っている姿が講義演習の発表の場にありました。学生からは、予防業務に取り組む上で話し方の重要性を改めて認識したとの意見が多数寄せられました。

課題研究では、学生が日頃職場で抱えている問題について、各班ごとに研究する課題を決定し、その解決策について、日夜討議を重ね熱心に取り組みました。最終的に問題解決の端緒が得られ大変有意義なものとなりました。

課題研究発表についても、消防庁の渡辺剛英設備専門官、三浦宏違反処理対策官が出席し、各班とも緊張の中、満足のいく発表が出来たと考えています。

今後は、消防大学校で得た知識、技術を予防指導者として十分に発揮して活躍するとともに、寮生活において深めた友情を大切に、予防行政に携わる者同土地域の安心・安全のために貢献されるよう期待しています。



講義演習

■ 危機管理・防災教育科 トップマネジメントコース(第9回)

トップマネジメントコースは、地方公共団体の首長や首長を補佐する幹部職員を対象として、大規模災害発生時における災害対応能力の向上を目的に実施しています。第9回目となる今回は、去る7月31日に東京都千代田区のスクワール麹町で実施(受講者76名)しました。

午前中は、東京経済大学の吉井博明教授による講義

「自然災害に対する危機管理－過去問から学び、模擬試験で鍛える－」を中心に実施しました。講義では、地震災害時の初動対応、津波被害や豪雨災害時の避難行動等について、過去の災害において実際に被災地で得た経験、教訓をもとに具体的に教授されました。今回は、本コース開催の約10日前に発生した山口県防府市を中心とする

中国・九州北部豪雨災害の被害状況、経過等についても紹介され、時機を得た内容に災害対策のトップ、指揮官となる各受講者はメモを取りながら熱心に聴講していました。

午後は、Blog防災・危機管理トレーニング主宰であり消防大学校客員教授の日野宗門先生による「状況予測型の図上訓練」を実施しました。まず、各受講者は、付与された地震想定に基づき、被害想定や具体的対応についてそれぞれ検討、整理しました。その後、過去の大震災を教訓に評価・検証を行うという形で進められました。評価・検証では、被災地で陣頭指揮にあられた前芦屋市長で弁護士の北村春江氏、地震・防災行政に積極的に



状況予測型図上訓練における講評



熱心に聴講する受講者

取り組んでいる静岡県地震防災センターの小澤邦雄氏及び消防庁国民保護・防災部防災課から芳永和之の震災対策専門官にコメンテーターとして参加していただき、経験や専門的立場を踏まえたアドバイスをいただきました。

コースを修了した受講者からは、「過去の対応を踏まえて、何が課題となるかが具体的にイメージできた。」「直近に発生した災害等に基づき講義され、大変参考になった。」「平常時における図上訓練の重要性について再認識させられた。」等の感想が寄せられました。

今後、本コース受講の皆様のリリーダシップの下に各自治体等において訓練演習が積極的に推進され、危機管理体制が一層充実強化されることが期待されます。

消防大学校成績優秀者 (学生番号順)

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科 (第17期) 8月26日～10月15日 26名	鴨田 啓治 千村 茂 山根 朋公	札幌市消防局 (北海道) 埼玉県中央広域消防本部 (埼玉県) 東京消防庁 (東京都)
救助科 (第61期) 8月18日～10月14日 60名	千葉 信一 山村 正吉 鶴ヶ崎裕二 久保田真吾 小枝 洋介 竹内 文崇 曾根 康太	一関市消防本部 (岩手県) 太田市消防本部 (群馬県) 東京消防庁 (東京都) 浜松市消防局 (静岡県) 愛知県消防学校 (愛知県) 知多中部広域事務組合消防本部 (愛知県) 福山地区消防組合消防局 (広島県)
予防科 (第86期) 8月18日～10月14日 45名	山本 雄一 江西 基 久米 勝義 松山 邦之 滝沢 敏行	川越地区消防局 (埼玉県) 京都市消防局 (京都府) 佐賀広域消防局 (佐賀県) 佐世保市消防局 (長崎県) 大分県消防学校 (大分県)

文化財を火災から守ろう！

予防課

文化財は国民共通の貴重な財産であり、火災による焼失等から保護し、後生に残すことは、私たち国民の極めて重要な責務です。

○1月26日は「文化財防火デー」

昭和24年1月26日は、世界的至宝で1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損した日にあたります。その後も文化財の消失等が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。

昭和25年の文化財保護法制定以来、国指定の文化財が火災の被害を受けた例としては、昭和25年の京都府の金閣寺(鹿苑寺)、昭和31年の滋賀県の延暦寺大講堂、平成10年の奈良県の東大寺戒壇院千手堂、平成12年の京都府の寂光院などがあります。また、海外では平成20年2月に韓国ソウル市の国宝南大門で火災が発生しましたが、こうした火災から文化財を守っていくことの大切さを改めて認識させられます。

文化財の防火は文化財の所有者・管理者だけで成し遂げられるものではなく、地域の住民や消防機関などが一体となって継続的に取り組むことが必要です。

貴重な文化財を守るため、次のことに配慮して、文化財防火に取り組んでください。

1. 防火訓練の実施

防火訓練を実施する際には、次の点に留意してください。

- (1) 消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避難誘導などの総合的な訓練の実施。
- (2) 見学者の多い木造建造物等については、火の回りが早いことを考慮した避難誘導訓練の実施。

- (3) 使用した防火水槽の点検整備、消火器の消火薬剤の詰め替え及び反省会の実施。

2. 防火対策の推進

次の点に留意して、防火対策の推進に努めてください。

- (1) 文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即した消防計画の作成と、計画に基づく自衛消防組織等の防災体制の整備強化及び夜間等警備が手薄になる場合についての対策。
- (2) 喫煙、裸火の使用等について禁止区域内の巡視等を行うことによる火災危険要因の排除。
- (3) 文化財周辺地域の住民と防災のための連携を密にすることによる、情報連絡体制及び通報体制の確立。
- (4) 消防用設備等の点検、整備の励行。
- (5) 消防機関による防火診断等の実施。
- (6) 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備。
- (7) 文化財周辺の環境の整理・整頓。
- (8) 震災時に消火栓等が使用できない場合を想定した代替措置。
- (9) 木造建築物等の点検及び応急資材の準備。
- (10) 避難路及び避難場所の点検及び整備。



第55回文化財防火デー【三重県津市・高田本山専修寺】

(写真提供：津市消防本部)



1月17日は「防災とボランティアの日」

1月15日～21日は「防災とボランティア週間」

防災課

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、死者・行方不明者6,000名以上、負傷者4万3,000名以上、住家被害63万棟以上という甚大な被害をもたらしました。阪神・淡路大震災では、全国から数多くのボランティアが駆けつけ、様々なボランティア活動を実施したことで、被災地の復興に向けた大きな力となり、災害ボランティア活動の重要性が広く認識されるようになりました。

この阪神・淡路大震災を契機として、平成7年12月、国民の皆さんが災害時におけるボランティア活動や住民の自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの強化を図ることを目的に、「防災とボランティアの日(1月17日)」及び「防災とボランティア週間(1月15日～21日)」が創設されました。毎年この時期には、全国各地で地方公共団体や関係団体の密接な協力の下、講演会や展示会等の災害ボランティア活動に関する様々な普及・啓発活動が行われています。

阪神・淡路大震災以降も、全国各地で地震や風水害などの自然災害が数多く発生し、多大な被害をもたらしています。これらの災害による被災地では災害ボランティア活動が献身的に行われています。平成21年においても中国・九州北部豪雨や台風第9号によって大きな被害を受けた被災地において、災害ボランティアセンターが設置され、家屋の泥出し、清掃、後片付けなど、被災地のニーズに応じた災害ボランティア活動が行われました。

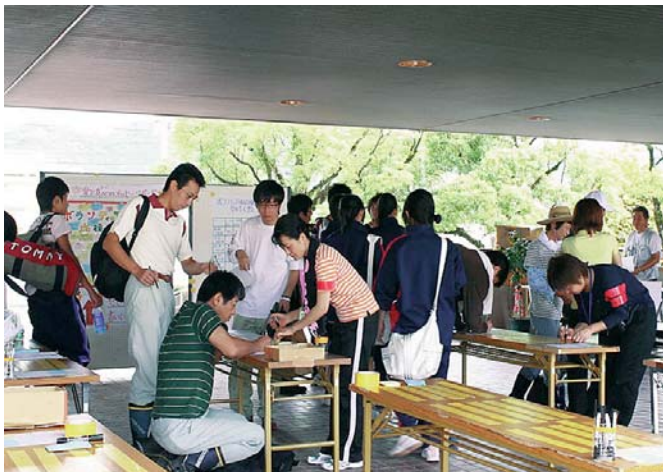
ボランティア活動は、「手伝いたい」「参加したい」という自発的な気持ちさえあれば誰でも参加できるもので

す。しかしながら、あまりに大量に、あるいは無秩序にボランティアが被災地に入ってしまうと、日々変化する被災地でのニーズに応じた有効なボランティア活動ができないばかりではなく、かえって被災地の負担が増えてしまう恐れがあります。そこで、各地の災害ボランティアセンターでは、ボランティア希望者を円滑に受け入れるための事前登録制度を設けたり、被災者からのニーズを的確に把握し、そのニーズに合わせてボランティアを各戸に派遣するマッチングシステムの整備、ボランティア活動が安全に実施されるための環境の整備など、災害ボランティア活動が安全かつ真に被災地にとって有効な形で行われるための取組が行われています。

また、ボランティア関係者、行政、社会福祉協議会、自治会の代表者などが意見交換するなど、災害ボランティアを受け入れるための平時からの取組を始めた地域も見受けられます。

消防庁でも、災害ボランティアが活動しやすい環境の整備について、各都道府県及び政令指定都市の災害ボランティア担当者が意見交換を行う場として「災害ボランティアの活動環境整備に関する連絡協議会」を毎年開催しています。

ボランティア活動に関心のある方は、身近で活動するボランティア団体を訪ねたり、地域の自主防災組織の訓練に参加してみるなど、できることから積極的に参加してください。また防災とボランティア週間に開催される各地の催しにもぜひ足を運んでみてください。



「平成21年7月中国・九州北部豪雨」時のボランティア活動の様子

(写真提供：防府市社会福祉協議会)



「消火栓」や「防火水槽」の付近は 駐車禁止です

消防・救急課

皆さんは、火災現場で消防隊員が放水している姿をご覧になったことがありますか。

大規模な火災になると、数多くの消防車からホースが延ばされ、それぞれのホースから消防隊員が放水をします。時には、放水が何時間にも及ぶ場合があります。

さて、消防車が消火に使用する水は、どこから吸水しているのかご存じですか。

消防車で、池や川の水を吸い上げている場合もありま



消火栓の上に車が止まっているため、消防車が消火栓を使用することができません。

(写真提供：湖南広域消防局)

すが、多くの場合は道路上や歩道脇に設けられた消火栓や防火水槽を利用しています。しかし、道路上に違法に駐車された車両によって、消火栓や防火水槽が使えなくなるといった事態が発生し、消防隊の活動に支障を来すことがあります。

消火栓や防火水槽付近に駐車することは法律でも禁止されていますので、絶対に駐車しないでください。



消火栓は、消防車が吸水しやすいように、道路脇や歩道上に設置されています。消火栓など、消防水利の周辺の駐車が禁止されている場所への駐車はやめましょう。

道路交通法で駐車を禁止している場所（消防に関するもの）

1 消防水利の周辺

- (1) 消火栓から5メートル以内の部分
- (2) 消防用防火水槽の吸水口又は吸管投入孔から5メートル以内の部分
- (3) 消防用防火水槽の端、またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (4) 指定消防水利（プール、池、井戸、河川等）の標識が設置されている位置から5メートル以内の部分

2 その他

- (1) 消防用機械器具の置場（消防自動車等の車庫や消火用ホース格納箱等）の端、またはこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分
- (2) 火災報知機から1メートル以内の部分
- (3) 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場合

消防団員の入団促進

防災課

消防団は、消防本部や消防署と同様に市町村の消防機関の一つであり、消防団員は、本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいて、地域の安心・安全の確保のために活動する非常勤特別職の地方公務員です。

しかしながら、人口の過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は減少し続けており、かつて200万人いた消防団員は89万人を割り、地域における防災力の低下が懸念されています。

そのため、全国の消防防災機関では、消防団員の確保に向けた様々な取組を展開しているところですが、3月末から4月にかけて消防団員の退団が特に多くなる時期を迎えることから、来年1月から3月までの間、全国的に「消防団員入団促進キャンペーン」を実施します。

本キャンペーン期間中は、「消防団の新戦力確保」に向けて、特に、被雇用者、女性及び大学生等の入団促進に重点的に取り組むこととしています。

○事業所との協力体制の推進(被雇用者の入団促進)

現在の消防団員の約7割が、会社員などの被雇用者であり、消防団活動には、事業所の協力が不可欠となっています。平成19年から消防団協力事業所表示制度がスタートしており、勤務中の出動への便宜や従業員の入団

促進を図るなど事業所ぐるみで積極的な活動を行っている事業所も多く、平成21年4月1日現在で「消防団協力事業所」として3,410の事業所が認定されています。

○女性の入団促進

女性消防団員を採用しようとする動きが全国的に広まっており、平成21年4月1日現在で約1万8,000人の女性消防団員が、火災予防広報活動、一般家庭や高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及啓発活動等、多岐にわたって活動しています。また、大規模災害時には、住民の避難誘導など更なる活躍も期待されています。

○大学生等の入団促進

消防団員の高齢化が進む中、若年層の消防団員確保が課題となっています。大学生等の若い力を、消防団活動で発揮していただくことは大変有意義で、地域の防災力向上にも効果的です。平成21年4月1日現在で約1,500人の大学生等(専門学校生を含む。)が消防団で活躍しています。

消防団は、地域防災の中核的な存在であり、地域の安心・安全を確保するために大変重要な組織です。ぜひ、多くの皆様に消防団活動に対する理解を深めていただき、消防団活動に参加いただけることを期待しています。

平成20年度「消防団入団促進キャンペーン」期間中の主な取組事例



街頭一斉募集活動(平成21年1月15日)
(写真提供:東京消防庁防災部消防団課)



第47回名護桜祭りパレード(平成21年2月1日)
(写真提供:名護市消防本部)

第13回消防防災研究講演会

—都市型空間での火災に対する安全確保にむけて—

消防研究センター

消防防災研究講演会は、一般の方を対象に消防研究センターの研究成果を公開する場として、毎年度のテーマを定めて開催しています。今年度は、都市における多様な空間での火災に対する安全確保にむけて、消防研究センターが現在取り組んでいる研究を紹介します。

【主催】 総務省消防庁消防大学校消防研究センター

【日時】 平成22年1月29日(金) 10:00~15:30

【会場】 消防研究センター 本館大会議室(3階)

東京都調布市深大寺東町4-35-3

【参加費】 無料

会場収容定員200名程度

【発表課題】

【基調講演】

①10:10~10:40 最近の都市型空間での火災の状況と対策について

【燃焼データの収集と火災シミュレーション技術】

②10:40~11:10 (主題解説)火災実験データベースの構築と火災シミュレーションの開発改良

③11:10~11:40 火災時の熱及び酸素環境における高分子材料の燃焼性及び有毒ガスの危険性

④11:40~12:10 実大規模模型を用いた火災実験とシミュレーション技術の活用

【消防活動向上のための防火服の開発】

⑤13:30~14:00 消防用防火服の現状と展望

⑥14:00~14:30 防火衣の熱防護性能に関する検証

⑦14:30~15:00 ナノテクを活用した防火服の性能向上

【参加申込期間】

平成21年12月11日(金)~平成22年1月8日(金)

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

【参加申込方法】

次の事項を明記の上、下記のあて先までFAX又は電子メールにてお申し込みください。

①住所、②氏名、③職業(団体名・企業名、所属)、

④連絡先電話番号・FAX番号

【参加申込先】

第13回消防防災研究講演会事務局宛

FAX: 0422(42)7719

E-mail: kouen13@fri.go.jp (申し込み専用)

※電話での申し込みは受け付けておりません。

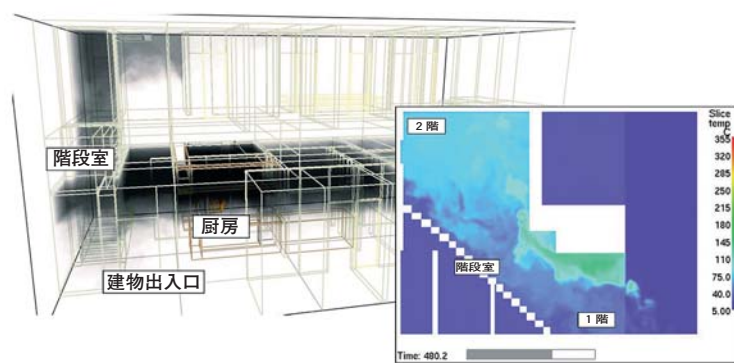
問い合わせ先

消防研究センター 研究企画室

TEL: 0422(44)8331 (代表)

※詳しい情報についてはホームページをご覧ください。

URL: <http://www.fri.go.jp/>



階段室内の熱気層の様子

シミュレーション技術の活用例



防火服の耐熱実験風景

危険物安全週間推進標語の募集

危険物保安室

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用され、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性はますます増大しています。

このため、消防庁では、都道府県、市町村、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で、関係諸団体の協賛の下、「危険物安全週間」を6月の第2週(平成22年度は6月6日(日)から6月12日(土)まで)に設定し、危険物関係事業所における自主保安体制の確立と、家庭や職場において危険物を取り扱う方々の危険物の安全の確保に関する意識の高揚及び啓発を推進していくこととしています。

この「危険物安全週間」を推進し、危険物の保安に対する意識の高揚を図るため、「危険物安全週間推進標語」を広く募集します。応募方法等は以下のとおりです。

最優秀作品は、危険物安全週間推進ポスター等に使用します。

なお、平成22年度のポスターモデルは、気象予報士の根本美緒さんを予定しています。

応募方法 郵便はがき又はインターネットによるものとします。

- ・郵便はがきでの応募の場合は、1枚につき標語を1点とします。
郵便番号、住所、氏名(ふりがな)及び電話番号を必ず明記してください。
※郵便はがき以外での応募や記入事項に不備がある場合は無効とします。
- ・インターネットでの応募の場合は、財団法人全国危険物安全協会ホームページ(あて先参照)をご覧ください。
応募作品は、未発表のものに限ります。

応募資格 特に制限はありません。

締切 平成21年12月7日(月)必着

選考方法 関係行政機関、学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。

賞

- 最優秀作** 1点 消防庁長官賞と副賞20万円
 - 優秀作** 1点 全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円
 - 優良作** 10点 記念品
- ※入選された場合はご本人に通知するとともに、消防庁及び財団法人全国危険物安全協会のホームページや関係新聞・機関誌等に発表します。
※入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

あて先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号

日本消防会館5階

財団法人 全国危険物安全協会内

危険物安全週間推進協議会

電話 03(3597)8393

ホームページアドレス <http://www.zenkikyo.or.jp>



(参考) 平成21年度 危険物安全週間推進ポスター

過去10年間の最優秀作品推進標語(ポスターモデル)

- 12年度 危険物 守りのかなめは 保守点検
(野球 古田敦也)
- 13年度 危険物 めざすゴールは 無災害
(水泳 田中雅美)
- 14年度 危険物 小さな油断も イエローカード
(サッカー フィリップ・トルシエ)
- 15年度 危険物 無事故の主役は あなたです
(女優 米倉涼子)
- 16年度 危険物 ゆるむ心の 帯しめて
(柔道 谷 亮子)
- 17年度 危険物 かさねる無事故の 金メダル
(マラソン 野口みずき)
- 18年度 自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ
(F1レーサー 佐藤琢磨)
- 19年度 危険物 目指せ無事故のMVP
(野球 井口資仁)
- 20年度 安全へ確かなスマッシュ保守点検
(バドミントン 小椋久美子・潮田玲子)
- 21年度 安全は 意識と知識と 心掛け
(卓球 福原 愛)

危険物事故防止対策論文の募集

危険物保安室

近年、増加傾向にあった危険物施設における火災・流出の事故ですが、平成20年中は6年ぶりに減少し560件(岩手・宮城内陸地震による流出事故1件、岩手県沿岸北部を震源とする地震による2件(火災1件、流出事故1件)を除く。)となりましたが、この数字は、平成に入り総事故件数が最も少なかった平成6年中の件数の約2倍近い数字にあたり、決して少ない数字とは言えません。

危険物に係る事故は、多くの生命や財産を一瞬にして奪うだけでなく、流出による水質・土壌汚染など地域社会に与える影響が大きいことから、事故の発生を未然に防止するため、危険物施設関係者の企業防災等に対する保安意識の確立が重要なものとなっています。

このような状況を踏まえ、消防庁では、安全で快適な社会づくりに向けて危険物に係る事故防止に資するため、危険物事故防止対策論文を募集します。

募集内容

- 危険物に係る事故防止に関する次のような論文
- 事故防止及び安全対策にかかわる提言、アイデア、経験等に関するもの
 - 職場等における事故防止対策、安全活動等の自主的な取組に関するもの
 - 実際に経験した事故等において、実施した対応を踏まえ、事故の拡大防止について考察したもの
 - 事故防止の観点からとらえた危険物の貯蔵・取扱い上のノウハウの整理・分析事例及び教育(伝達)事例について
 - 危険物施設において発生した事故の原因調査及び事例の分析または教訓として事故の発生防止対策及び被害の拡大防止対策に関するもの
 - 設備、機器等の検査技術に関する安全対策
 - 事故に関する危険を取り除くための防止対策及び対応策に関するもの
 - 危険物施設等の危険性を抽出し、評価する手法の活用例
 - 危険物、少量危険物及び指定可燃物の貯蔵、取扱い及び輸送における安全対策について
 - 事故の防止対策及び対応策に関する科学技術の基礎及び応用に関するもの

○その他事故防止対策に関するもの

応募資格 特に制限はありません。

応募締切 平成22年1月31日(日)必着

選考方法

学識経験者、関係行政機関の職員等による審査委員会

において、厳正な審査を行います。

賞 消防庁長官賞 賞状及び副賞(20万円) <2編以内>
危険物保安技術協会理事長賞

賞状及び副賞(10万円) <2編以内>

奨励賞 賞状及び副賞(記念品) <若干名>

※受賞された場合はご本人に連絡するとともに、消防庁及び危険物保安技術協会のホームページや機関誌等に発表します。

応募方法

- ・論文は、未発表のものに限ります。ただし、限られた団体、組織内等で発表された場合は応募可能とします(一部に限り、既発表の部分を使用する場合は、その旨を本文中に明記してください)。
- ・原則として、応募論文は返却しません。
- ・A4(1ページ当たり40字×40行程度)1枚以上10枚以内程度としてください。

なお、図表及び写真は、文中への挿入、本文と別に添付のいずれも可能です。ただし、本文と別に添付する場合は、本文と合わせて全体をおおむね10枚相当分以内としてください。

- ・論文は、論文タイトル、氏名(ふりがな)、勤務先及び所属名、勤務先住所、自宅住所並びに連絡先(勤務先または自宅の電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)を記載した用紙を添付の上、下記のあて先までお送りください(危険物保安技術協会ホームページより応募可)。

あて先及び問い合わせ先

危険物保安技術協会
危険物等事故防止技術センター企画調査課
〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
神谷町セントラルプレイス
TEL: 03(3436)2356
FAX: 03(3436)2251
ホームページアドレス
<http://www.khk-syoubou.or.jp>

平成20年中の危険物に係る事故の概要については、下記の消防庁ホームページをご覧ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2106/210602-1houdou/01_210602-1houdou.pdf

10月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第176号	平成21年10月 5日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について
消防危第179号	平成21年10月16日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	「危険物安全週間推進標語」の募集について(依頼)
消防危第188号	平成21年10月16日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の公布について
消防救第246号	平成21年10月26日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	患者等搬送事業者認定等に係る報告要領について
消防救第248号 医政発第1027第3号	平成21年10月27日	各都道府県知事	消防庁次長 厚生労働省医政局長	傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定について
消防危第193号	平成21年10月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	危険物の貯蔵及び取扱いを休止している屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所についての運用に係る留意事項について
消防参第306号	平成21年10月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁参事官	国際消防救助隊編成協力市町村に関する基準等の一部改正及び登録申請について

消防庁人事

平成21年11月10日付

氏名	新	旧
吉住 智文	辞職（日本消防協会年金共済部長 兼 秘書室長へ）	消防大学校調査研究部長 併任 消防大学校教務部長 併任 消防大学校教授

平成21年11月11日付

氏名	新	旧
荒山 豊	国民保護・防災部防災課課長補佐 併任解除	予防課特殊災害室課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐
松木 義明	予防課特殊災害室課長補佐 併任 予防課消防技術政策室課長補佐	総務省大臣官房秘書課課長補佐
南部 賢二	消防大学校調査研究部長 併任 消防大学校教務部長 併任 消防大学校教授	国民保護・防災部防災課課長補佐

広報テーマ

12月		1月	
①雪害に対する備え	防災課	①文化財防火デー	予防課
②地震発生時の出火防止	防災課	②1月17日は「防災とボランティアの日」	防災課
③消防自動車等の緊急通行時の安全確保 に対する協力の促進	消防・救急課	③消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課
		④消防団員の入団促進	防災課
		⑤緊急消防援助隊消防応援活動調整本部 等全国運用訓練	応急対策室